

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 目的並びに基本方針

当社は、「企業は社会の公器、企業の社会的責任遂行」という言葉を明確に自覚し、多様なステークホルダーと共存共栄を図るという経営価値観をもって、企業としての活動を進めてまいります。このためには、経営の適法性、適正性、健全性の確保が必要であり、コンプライアンス体制、リスク・マネジメント、内部監査の充実が大きな要素となります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は巻末の添付資料【参考資料:模式図】のとおりであり、会社の意思決定や業務執行に対する適法性やステークホルダーに対する影響などを十分に考慮、監視する体制として、取締役会、監査役会、会計監査人による監視は勿論のこと、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、内部監査機関を設置し、コーポレート・ガバナンスを推進しております。

・コンプライアンス体制

社内規程はもとより、法令及びその背景にある精神までを遵守する観点から、企業の社会的責任の達成を目指すための体制を確立する。

・リスク・マネジメント

企業目的、事業戦略の達成を可能とする経営管理体制の構築を進めるとともに、経営戦略などの透明性を高め、株主利益を常に考慮した事業活動を行う。意思決定に際しては、リスクとリターンを十分に考慮する。

・内部監査

全社員を挙げて相互に業務などを監視する体制を構築するとともに、内部監査機関と内部統制部門との連携を強化し、上記2項目の実効性を高める。

(2) 企業グループ全体でのガバナンス

子会社の経営管理に関しては、社内規程(関係会社管理規程)に基づき、子会社社長の当社経営会議への定期的な出席と報告、重要事項の事前協議、月次決算や業務の定期報告など、適切なグループの経営・業務管理を行っております。

(3) 監査役設置会社形態の採用

当社は従来から社外監査役を半数以上選任しており、業務執行の監視機能など監査業務の独立性は確保されているとともに、常勤監査役による継続的組織的監査が実施されていることから、今後とも監査役制度を採用して行く方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
太平洋セメント株式会社	3,721,164	20.00
住友電気工業株式会社	2,383,650	12.81
九州電力株式会社	2,309,989	12.42
西日本鉄道株式会社	773,663	4.16
みずほ信託退職給付信託神鋼鋼線工業口再信託受託者資産管理サービス信託	722,000	3.88
富士ピー・エス福岡取引先持株会	535,000	2.88
富士ピー・エス東京取引先持株会	492,000	2.64
株式会社三井住友銀行	477,345	2.57
鈴木金属工業株式会社	423,000	2.27
富士ピー・エス大阪取引先持株会	386,000	2.08

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 第二部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	建設業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有しておりません。その他、重要な影響を与えるような事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田中征夫	他の会社の出身者			○	○				○	
柳信治	他の会社の出身者					○			○	
喜多康	他の会社の出身者		○	○	○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
田中征夫	九州電力株式会社 技術最高顧問	経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため選任しております。また、同氏は当社の主要株主の業務執行者を兼任しておりますが、取締役会の意思決定や取締役の業務執行の監督機能を適切に遂行しており、社外取締役としての一定の独立性は確保されていると判断しております。
柳信治	西日本鉄道株式会社 取締役常務執行役員鉄道事業本部長	経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため選任しております。また、同氏は当社の主要株主や主要取引先の出身ではなく、社外取締役としての独立性は十分に確保されております。
喜多康	太平洋セメント株式会社 執行役員九州支店長	これまでの業務経験を当社の経営に活かしていただくため選任しております。また、同氏は当社の主要株主の業務執行者を兼任しておりますが、取締役会の意思決定や取締役の業務執行の監督機能を適切に遂行しており、社外取締役としての一定の独立性は確保されていると判断しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

(1) 社外取締役の取締役会への出席状況

田中征夫氏は、平成22年3月期に開催した取締役会6回中5回に出席しております。

柳信治氏は、平成22年3月期に開催した取締役会6回中5回に出席しております。

喜多康氏は、平成21年6月24日に就任以来開催の取締役会5回中4回に出席しております。

(2) 取締役会での活動状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制や経営再建計画、経営改革などについて、客観的な助言、提言を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的会合等を通じ、監査状況や監査結果について情報交換し、相互に監査成果を高めることとしております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、独立した内部監査機関として社長直轄の「考査室」を設置し、社員2名が専任で配置され、子会社を含めた計画的な会計監査、内部統制監査、業務監査、組織・制度監査を行っております。
監査の実施に当たり、監査役と考査室は調整を行い、必要に応じて連携し協同して監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
櫻木正晟	他の会社の出身者			○						○
佐藤満	他の会社の出身者			○						○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
櫻木正晟	平成16年3月まで当社の主要株主(九州電力株式会社)の業務執行者、以降は同子会社の子会社の業務執行者、平成22年6月から当社の監査役。	取締役としての経験を活かした幅広い見地から、当社の経営全般に対する指導及び監査が可能ため選任しております。なお、同氏は以前に当社の主要株主の業務執行者でありましたが、既に6年が経過しており同社の意向に影響される立場にはないことから、中立・公正な立場を保持し独立性は高いと判断し、社外監査役として適任と考えております。
佐藤満	平成13年6月まで当社の主要株主(九州電力株式会社)の業務執行者、以降は同子会社の子会社の業務執行者、平成20年6月から当社の監査役。 (一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。)	取締役としての経験を活かした幅広い見地から、当社の経営全般に対する指導及び監査が可能ため選任しております。なお、同氏は以前に当社の主要株主の業務執行者でありましたが、既に9年が経過しており同社の意向に影響される立場にはないことから、中立・公正な立場を保持し独立性は高いと判断し、社外監査役として適任と考えております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

- (1) 社外監査役の取締役会及び監査役会への出席状況
佐藤満氏は、平成22年3月期に開催した取締役会6回中5回、監査役会12回の全てに出席しております。
櫻木正晟氏は、平成22年6月24日に就任いたしました。
- (2) 取締役会及び監査役会での活動状況
取締役会においては、取締役の業務遂行の適法性・妥当性などについて発言を行っており、監査役会については、監査の方法や他の監査役の職務執行に関する事項について意見の表明を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役は当社社員出身者が中心であり、高い経営意欲を持ち、特にインセンティブ付与を必要としないと考えられるため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成22年3月期に取締役・監査役に支払った報酬は、次のとおりであります。

社内取締役の年間報酬総額 48百万円

社外取締役の年間報酬総額 7百万円

社内監査役の年間報酬総額 9百万円

社外監査役の年間報酬総額 8百万円

(注)

1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいております。

3. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

4. 平成22年3月期末現在の取締役は9名(うち社外取締役3名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。上記には、平成21年6月24日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名(うち社外取締役1名)に対する報酬が含まれています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の業務を専従で補佐する担当者は配置していませんが、補助職員配置の要求があれば直ちに配置する方針であります。社外取締役への情報伝達や取締役会の重要議案などにつきましては、当社の担当役員が事前に説明などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は監査役設置会社であります。当該体制を採用している理由は、社外監査役2名に加えて、社外取締役を3名選任し、6名の業務執行取締役の監視・指導を行っており、社外取締役、社外監査役による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化で、経営監視機能は有効に機能していると判断しているからであります。

1. 業務執行

取締役会の下に社長が議長を務める経営会議を設置し、この経営会議において、取締役会の議事を充実させるための事前協議を行い、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行及び施策の具体的実施などについて審議し、意思決定を行う体制をとっております。また、業務執行の重要事項については、取締役会または経営会議において合議により意思決定し、各執行責任者により迅速に実行に移しております。

社外取締役につきましては、第三者の視点からの意見を受けるとともに、適正な経営判断や取締役相互の監督機能強化を図るために3名を選任しております。

2. 監査・監督

取締役会、経営会議において、意思決定の段階や各執行責任者の業務執行報告の段階で、取締役や監査役及び出席メンバー相互の監視、監督が行われております。

業務執行にかかる監査体制としては、監査役による監査役会が定める方針に基づく監査の他、会社業務全般の適正性を確保するため、専任者2名による審査室が内部監査機関として監査役と連携を図り、監査計画に基づいた定期的な内部監査の実施により継続的に監視を行う体制となっております。

会計監査人は有限責任監査法人トーマツを選任しており、期中における各事業所の取引や内部統制状況、四半期、期末決算などについて実査や立会いを受けるなど、公正不偏な立場から監査が行われております。なお前事業年度に係る監査において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：松尾政治、伊藤次男

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、会計士補等9名

3. 取締役候補者の指名、報酬の決定方法等

取締役候補者の指名は、取締役会の十分な審議を経て、株主総会に候補者として選任議案を上程することとしております。また、取締役の報酬については、市場環境や業績の見通しなどをもとに職位間のバランスを配慮しながら総合的に判断し、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で取締役会に付議し決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は従来から、株主の皆様の株主総会への出席の利便性を考慮し、いわゆる集中日をはずして開催しております。
その他	招集通知の発送日に、招集通知の全文を当社ホームページへ掲載し、少しでも早く、また広く周知することを行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR・投資家情報により、決算情報等を掲載しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の社訓や経営の基本方針に規定しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

(社訓)

1. 我々は福祉国家建設の一翼を担って社会に奉仕しよう。
1. 我々は技術を究め創意をこらし、自己の責任を完遂しよう。
1. 我々は和信協同し企業の繁栄と共に幸福を創り出そう。

(経営基本方針)

「技術の研鑽と創意に務め、安全と安心の企業ブランドのもと、社会資本整備を通して国家建設に貢献するとともに、利益追求と社会的責任の調和を実現する。」

当社は創業時の経営理念を社訓とし、上記の経営基本方針のもと、内部統制委員会の活動を通じて、適正な業務の執行のための体制を整備し、以下の内部統制システムの構築を進めております。

【整備状況】

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会等の重要な会議における意思決定に関する情報や各取締役が職務権限規程に基づいてなした決裁に関する情報など、取締役の職務の執行に係る情報を文書(電磁的記録を含む。)に適正に記録し、法令、定款及び社内規程(文書取扱規程)等に基づき、適切に保存、管理します。
- (2) 文書取扱規程に基づき、各文書の主管部署に文書取扱責任者を定め、規定された保存年限の間保管するとともに、常時、閲覧可能な状態を維持します。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 社内規程(危機管理規程)に基づき、様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を進めます。
 - (2) リスク管理に関しては、事前に、事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが発生した場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。
- またリスクが発生した場合は、経営トップへ迅速・確実に情報を伝達し、会社を挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定するなど、組織的なリスク管理を行います。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の下に社長が議長を務める経営会議を設置し、この経営会議において、取締役会の議事を充実させるための事前協議を行い、また、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行及び施策の具体的実施などについて審議し、意思決定を行う体制を採っております。
- (2) 執行役員制度を導入し、「経営上の意思決定・監督機能」と「職務執行機能」を分離することで、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

- (3) 取締役会が定めた経営方針に基づき各部門は、年度毎の業務遂行計画を策定し、PDCAサイクルによる目標管理を実践することで当社グループ全体の経営目標達成を図る体制を維持します。

4. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスを経営の基本方針とする社内規程(コンプライアンス規程)を制定し、グループ全役員へ周知徹底させます。
- (2) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の普及・啓発など、継続的にコンプライアンスを維持する体制を整備し、維持・改善します。(コンプライアンス委員会規程)
- (3) グループ全役員に対し、コンプライアンスマニュアルの配布や継続的な研修を行い、コンプライアンスの意識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。
- (4) 経営企画室長をコンプライアンス担当役員と定め、独立した機関による内部監査の実施や社員による相互監視を強化し、全役員での監視体制を確立します。
- (5) コンプライアンスに関する問い合わせ、相談、通報の窓口として、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、予防、早期発見、早期解決できる体制を充実させております。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 社内規程(関係会社管理規程)に基づき、子会社等の重要事項に対する当社の事前承認、及び、子会社等から当社に対する月次決算や業務に関する定期的な報告などにより、適切なグループの経営管理を実施しており、これを継続していきます。
- (2) 当社の監査役による監査や、内部監査機関である「考査室」の監査、また当社子会社監査役との定期的な協議を行うなど、子会社の業務の適正を確保する体制を整備しております。
- (3) 反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断する。また、不当要求に対しては全社組織を挙げて対応し、警察や弁護士を始めとする外部専門機関と密接に連携します。
- (4) 「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より要求があった場合は、専門性を有する補助職員を配置します。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項により補助職員を置く場合は、当該補助職員の任命、異動等、人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、取締役会や経営会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。
- (2) 監査役が取締役及び社員に対してその担当業務に関して報告や調査を求めた場合、取締役及び社員は迅速かつ的確に対応します。
- (3) 社内の重要書類やリスク情報、内部監査の監査結果報告などについては、随時、監査役に報告を行います。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査の実施にあたっては、監査役は内部監査部門と調整を行い、必要に応じて、内部監査部門と連携し協同して監査を行います。
- (2) 法務、コンプライアンス、危機管理の担当部署は、監査役が監査業務を行うにあたり、これを補助し、協力を行います。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

当社としては重要な事項と認識しておりますが、現状の株式分布状況を鑑み、買収防衛策の導入はしていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

【 参考資料：模式図 】

